

第4回 長岡地域合併協議会

会 議 録

第4回長岡地域合併協議会会議録

1 会議を開催した日時及び場所

- ・日 時 平成16年5月7日(金) 午後4時
- ・場 所 長岡グランドホテル

2 会議出席委員の氏名

森 民夫	樋山 桑男	大野 勉	遠藤鐵四郎
長島 忠美	大橋 義治	二澤 和夫	佐々木保男
熊倉 幸男	米持 昭次	坂牧宇一郎	五十嵐 徹
小熊 正志	大地 正幸	五十嵐亮一	今泉 實
石坂 敏雄	伊佐 文也	大桃 健三	小方 保
関 正史	高野 哲四	樋口 章一	野田 幹男
田村 巖	池田 守明	高森 精二	小林 民雄
佐藤眞知子	大矢 治雄	小池 進	高野 徳義
川上 孫一	池島 寛	中村 満	岡田 伸夫
豊口 協	鈴木 隆三		

以上 38名

(欠席委員の氏名)

朝日 由香

以上 1名

3 議題及び議事の要旨

別紙のとおり

事務局（北谷）

委員の皆様には、お忙しいところお集まりをいただきまして大変ありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから第4回長岡地域合併協議会を開催させていただきます。

私、事務局長の北谷でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、開会に際しまして森会長よりごあいさつを申し上げます。

会長（森 民夫）

本日は、連休明けにもかかわらず多数の皆様からご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。今日の協議次第を見ますと、いつもよりも項目数が少ないように思いますが、住民サービスに密接に関係する使用料と事務事業でございますので、委員の皆様からはぜひ活発にご発言をお願いをしたいと思います。

また、地域自治の取扱いにつきましても、前回の協議会から今日までの間に6市町村長の地域自治研究会を開催するなど、前回より一歩前進した形で提案をさせていただいております。

本日もよろしくお願いいたします。

事務局（北谷）

ありがとうございました。

本日のご欠席は、長岡市の朝日委員でございます。過半数以上の出席がございますので、会議が成立していることをご報告いたします。

次に、本日の議事に係ります資料の確認をお願いしたいと思います。

まず、事前配付として、次第、第4回会議資料、そしてA3横長の別冊資料をお配りしてございます。また、本日第4回会議資料の13ページの差しかえをお配りしてございます。

資料は以上でございます。

それでは、この後の議事進行につきまして、会長よりお願い申し上げます。

議長（森 民夫）

それでは、早速ではございますが、議事に入りたいと思います。

まず、報告事項でございます。報告第14号 第2回新市建設計画策定小委員会につきまして、小委員会委員長の豊口委員からご報告をお願いいたします。

委員（豊口 協）

それでは、ただいま議長からご指名いただきましたので、第2回新市建設計画策定小委員会のご報告を申し上げます。

第2回の小委員会は、去る4月22日木曜日午後3時から長岡市役所の大会議室で開催いたしました。2名の委員がご都合によりまして欠席されましたけども、第1回に引き続き建設計画書の序章、合併の必要性、第1章、新市の概況、第2章、基本方針の新市の将来像につきまして審議をいたしました。特に新市の強みの部分、そういったところでは、新市の可能性として考えられるデータにつきまして多く

のご意見をいただきましたので、事務局で現在整理をいたしております。内容につきましても、修正をしながら、次回に継続審議ということになりました。お手元の資料の何ページになりますか、仮称という形で出ておりますけれども、そこにずっと項目が並んでおります。ごらんいただければと思います。

それから、続きまして将来構想を実現するための施策、具体策、戦略事業などについて委員の方々からご意見をいただきました。その中で、ボトルネックの解決、ソフトの側面を考慮した整理の必要性、経済的効果のある投資の視点、さらには行政がすべてを行う時代ではないという視点が必要であるという点が強く強調されました。そういったところでご意見が出されましたので、現在引き続き内容につきまして調整をしながら検討いたしております。

そういうことでございまして、本日は報告事項として、第2回の小委員会で協議しました項目を建設計画書の目次としてお手元にお配りしてございます。まだ内容が煮詰まっておられませんので、今後の小委員会である程度まとまりましたら、まとまり順にご報告、お示しをしてみたいと思っております。

以上でございます。

議長（森 民夫）

はい、ありがとうございます。

皆さんの方からご質問ございますでしょうか。特にございませんか。

発言する人なし

議長（森 民夫）

建設計画につきましては、目次が決まりまして、これから具体的な内容の検討に入るとこのことのようにございます。次回の協議会でもご報告いただけたらと思いますので、小委員会の報告についてはこれによろしくございますでしょうか。

「異議なし」という声あり

議長（森 民夫）

はい、ありがとうございます。

それでは、小委員会の報告につきましては以上で終了させていただきまして、次の報告第15号 6市町村議会合併連絡会についてに移りたいと思います。

括弧として、議会の議員の定数及び任期の取扱いとございます。この項目は、法定合併協議会ではまだ協議されていない項目でございますが、6市町村の議会では任意合併協議会から継続してこの6市町村議会合併連絡会を開催して議員の身分についての協議を行っているわけでございます。今回その連絡会での内容や各市町村議会においての現在の考え方について報告をいただきたいということで、報告事項として挙げさせていただいているものでございます。

それでは、連絡会の座長でございます長岡市議会小熊議長から、連絡会の協議状況を報告をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

6市町村議会合併連絡会（小熊正志）

6市町村議会合併連絡会の座長をしております長岡市議会の小熊でございます。この合併連絡会について若干説明をさせていただいた上で、本協議会の協議項目でございます議会の議員の定数及び任期の取扱いについてご報告をさせていただきたいと思っております。

6市町村の議会合併連絡会というものは、合併問題について各市町村議会の情報交換及び調査研究を行うことを目的として設置をされました。構成メンバーは、各議会の正副議長及び各議会に設置をされております合併特別委員会等の正副委員長でございます。これまで議員全員による研修会のほか、平成14年10月28日に開催された第1回の連絡会以降、月1回程度のペースで連絡会を開催して情報共有、そして情報交換を行いながら、合併に向けて精力的に取り組んできているところでございます。各地域にはそれぞれいろいろな事情があり、その事情を受けとめながら地域の将来に対する責任の重さを議員がきちんと背負って議論を深めていこう、そして6市町村がお互いの信頼関係を大事にしながら、何としても六つまとまる方向で汗をかいていこうということで、協議を進めているところでございます。

それでは、本協議会の協議項目であります議会の議員の定数及び任期の取扱いについて連絡会での協議の状況や議会の考え方の報告ということで、先般4月30日に開催いたしました連絡会の状況を中心に話をさせていただきたいと思えます。

全体としては、議員の定数をどうするかということだけではなく、地域の住民の声をどうやって新市に反映させるか、そのために議員の定数はどうあるべきかという観点で議論が進んでおります。したがって、単に定数が在任かということではなく、長岡方式の地域自治がどんな内容になるのか、それぞれの議会としても注目しておるところでございます。その推移を見据えながら、今議論を深めております。こうしたことを踏まえながら、今までの各市町村議会の考え方をお話ししますと、議会としての正式な結論が出ていないところもありますが、地域自治の内容が明確になって、しっかりした自治の体制を整えば議員は定数特例でもよいというのが大方の議会の考え方であると受けとめております。

なお、中之島町議会においては、これも議会としての正式な結論ではないとお聞きしておりますが、地域自治の内容がはっきりしていない現状では、地域の住民の声を確実に新市に届けるために在任特例を主張される議員が多いと聞いております。また、後ほど継続協議事項として地域自治の取扱いについてがありますので、そこでも十分に協議が行われると思えますけれども、連絡会におきましても仮に定数特例を採用した場合、各町村から選出される議員は1人ないし2人になることから、住民の声を行政に反映する方法を長岡方式の地域自治の中で検討してほしいという意見が出されております。

6市町村議会合併連絡会の報告については、以上でございます。

議長（森 民夫）

はい、ありがとうございました。

ただいまのご報告にもございましたように、いかにして地域の声を市政に反映するかと、新市に反映させるかということが焦点のようございまして、地域自治との関係が大変密接な問題であるように思えます。本日地域自治の議論をする予定でございますので、その議論を踏まえて議員の定数につきまし

ては、次回第5回の協議会に提案させていただく予定でありますが、ただいまの小熊議長の報告並びにこの協議会での協議のスケジュール等につきまして、何かご意見があればご発言をお願いいたします。特にございませんでしょうか。

発言する人なし

議長（森 民夫）

それでは、この問題につきましては報告事項でございますので、この程度にとどめまして、本日の地域自治の議論を踏まえて、次回に議論をするということにしたいと思えます。

それでは、次に協議事項に移ります。

議案第30号 使用料・手数料等の取扱いについて（その2）でございます。

資料につきまして事務局から説明をお願いいたします。

事務局（高橋）

それでは、説明をいたします。

第4回会議資料の7ページをお開きください。議案第30号 使用料・手数料等の取扱いについて（その2）でございますが、手数料等につきましては既に協議が終了しておりますので、使用料について提案をするものでございます。

内容でございますが、使用料につきましては任意協議会の段階で協議をしておりますが、その際に使用料は原則現行どおり、ただ同一または類似する施設は経過措置により段階的に調整をする。こういった考え方で整理をされております。これらの考え方を踏まえて、より詳しい内容で今回提案をさせていただくものでございます。使用料等の取扱いについて、下の方に1、2、3と整理をしております。

1番でございます。施設使用料については、原則として現行どおりとする。施設につきましては、住民の方が使うさまざまな目的の、いわゆる建物等の施設という考え方でございます。ただし、同一または類似する施設使用料については、施設の規模、実態等を考慮し、可能な限り統一を図るものとする。多くの住民の方が使う施設の使用料でございますので、極端な差がないようにできる限り統一をしたいという考え方のものでございます。

それから、2番でございます。行政財産使用料及び占用料については、長岡市の制度に統一をする。ここで言うております行政財産使用料につきましては、具体的にはほとんど公共の土地の中に立っております電柱ですとか電話柱が主なものでございます。長岡市の制度に統一するという考え方ですが、大まかに国の方で団体の規模に応じて使用料の基準を示しておりますので、今回合併をして全域が市になりますので、市の基準に合わせるというようなのが基本的な考え方でございます。

それから、3番でございます。協定項目「各種事務事業の取扱い」で提案する使用料については、除くものとする。具体的には、水道であるとか下水道、それから公営住宅の使用料などがこれに該当いたしますが、各種事務事業の取扱いの中で協議をさせていただきたいというものでございます。

1枚おめくりいただきますと、9ページでございます。具体的な調整方針案が項目ごとに書いてござ

いますが、より詳しい内容が、まためくっていただきまして、10ページから始まっております。表形式になっておりまして、ちょっと縦横が逆になるような形になっておりますが、左側の方に使用料の種類ごとに並べてございまして、右側の方にそれぞれの市町村においてこういった施設がそれぞれの使用料に該当するかということをお示ししております。

まず、1番の施設使用料のうち(1)、現行どおりとするものでございまして、1番のごみ焼却余熱利用施設使用料から次の11ページにかかりますが、20番の陸上競技場使用料までございまして。これらの施設につきましては、6市町村の中で一つしかない施設であったり、類似する施設があっても施設の規模であるとか内容が異なるために使用料を統一する必要がないもの、こういったものがこの(1)の中で整理をしているものでございまして。したがって、これらのものにつきましては、現行どおりの使用料としたいものでございまして。

次に、11ページの中段でございまして。(2)、合併時に長岡市の制度に統一するというものがございまして、これは斎場の使用料でございまして。恐縮でございまして、15ページをお開きいただきますと、また縦横逆になりますが、参考資料としまして施設使用料のうち、(2)、合併時に長岡市の制度に統一するというもので、斎場の使用料が載っております。現在斎場は、長岡市と小国町にのみございまして、これを長岡市の金額に合わせたいというものでございまして。金額については、ここに出ております、記載してありますとおりでございまして。

恐縮でございまして、また11ページにお戻りいただきまして、また11ページの中ごろでございまして、(3)番でございまして、合併後に中之島町及び越路町の制度を基に統一を図りたいというものでございまして。これは、小中学校の施設の使用料でございまして、いわゆる目的外の使用料という考え方でございまして。そこで、中之島町、越路町の制度に統一するという考え方ですが、実は使用料の基準を決めますときに、中之島町さんと越路町さんは学校単位に、その学校の例えば体育館を使った場合に幾ら、屋外グラウンドを使った場合に幾らというように明確に決められております。それ以外の市町村につきましては、建物評価額を一定の率を掛けるような形で定めておりますので、住民の方がお使いになるときにあらかじめ金額が明確になっていた方がわかりやすい、利用しやすいという考え方で、中之島町さんと越路町さんの制度を基に統一をしたいと考えるものでございまして。

それから、次の(4)、合併後に長岡市の制度を基に統一するものでございまして、これは1番の老人福祉施設使用料から、めくっていただいて13ページの、ここで差しかえの今日お配りさせていただいております資料の方に係りますので、差しかえ用の資料をお手元にお出しいただきたいと思いますが、12番のスポーツ・集会複合施設使用料までがそうでございまして、主にはスポーツ関連施設ということになります。これは、同じような施設であるわけですが、実は料金体系などがかなり異なっておりまして、調整するのにある程度の期間を要するものでございまして。さらに、一般の方たち、多くの方が使っていただく施設でございまして、使用料について変更になる場合には周知期間も必要になるという考え方でございまして。したがって、合併年度とそれに続く3年間は現行どおりとし、その後に長岡市

の制度をもとに統一を図っていききたいという考え方でございます。

それから次に、13ページの(5)番、当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整をしたいというものでございますが、1番のスキー場の使用料から同じページの4番の児童交流施設使用料までの9項目でございます。これらの施設につきましては、建物を設置するときの経過がさまざまございまして、例えば住民負担をしていただきながら建物を設置したのものもあったり、さらに管理運営の方法がかなり違っていたり、もちろん料金体系にも差があるものでございます。したがって、金額を調整するのにかなりの期間を要するというものでございまして、当分の間は現行どおりの使用料にさせていただき、期間をかけながら調整をしていききたいというものでございます。

それから、まためぐっていただいて、14ページでございます。大きな項目の2番でございますが、行政財産の使用料及び占用料でございまして、(1)、合併後に長岡市の制度に統一するという考え方でございます。これは、冒頭のところでご説明をいたしました。主なものはそれぞれの公共用地の中にあります電柱であるとか電話柱などの使用料、占用料がほとんどでございます。国の方である程度の基準を示しておりますので、合併した後、全地域が市ということになりますので、その市としての基準で料金を統一をしたいと考えるものでございます。なお、この場合に長岡市の基準になるわけですが、長岡市の方では現在の基準がどのような基準になっているかということが15ページの2番、行政財産使用料及び占用料、このページから最後19ページまで現在の長岡市の基準が載っておりますが、この内容に統一をしたいと考えているものでございます。

説明については以上です。

議長(森 民夫)

はい、ありがとうございます。

それでは、皆さんからご意見、ご質問をいただきたいと思っております。どうぞ遠慮なく挙手をお願いいたします。

ご質問、ご意見ございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

発言する人なし

議長(森 民夫)

資料にもございますように、同じような施設がある場合には永久に特別扱いというわけにはいかないわけでございますが、各市町村が施設をつくる際にさまざまな条件があったわけで、それらを十分尊重した中での方針案であるというふうに思います。ご異論がないようでございますので、議案第30号については決定ということよろしゅうございますか。

「異議なし」という声あり

議長(森 民夫)

異議がないようでございますので、議案第30号につきましては議案のとおり決定とさせていただきます。

次に、議案第31号の各種事務事業の取扱いについて（その3）についてでございます。前回の協議会でもお話ししましたが、これらの制度調整につきましては、6市町村の専門分野の担当で構成します分科会が十分協議を重ねて出した結果でございます。また、幹事会などでもさらに協議を重ねて提案されているものでございますので、資料は事前にごらんいただいているというふうに思います。説明につきましては、非常に多岐にわたりますので、特に重点的に説明が必要な項目だけにさせていただきたいと思っております。

それでは、資料につきまして事務局から説明をお願いいたします。

事務局（高橋）

それでは、別冊資料としてお配りしております少し大きな用紙になりますが、A3で横長になっている別冊資料をお出してください。今回各種事務事業の取扱いについて、3回目でございますので、その3ということでございます。1枚おめくりいただきまして、1ページに今回の事務事業の取扱いの概要をまとめてございます。1番のところでは全体の項目数をあらわしておりますが、全体126の事業について今回協議をいただきたいというものでございます。そして、2番のところでは分科会別に内容のその掲載ページが示されております。これらの資料に基づきまして、分科会単位で説明をいたしますので、よろしくをお願いいたします。

最初に、企画総合計画分科会が説明をいたします。

企画・総合計画分科会（水沢）

企画・総合計画分科会、長岡市企画課の水沢です。よろしくをお願いいたします。

それでは、資料の3ページの一覧表でご説明をいたします。まず、ページ番号5の男女共同参画推進事業でございますが、これについては長岡市において進めている事業ですので、長岡市の制度に統一するというふうにしてございます。ただ、この関係では小国町さんにおいて男女共生参画社会推進委員会というものがございまして、委員の任期が平成16年度、17年度の2か年でございます。したがって、これにつきましては任期満了まで存続するというので、ごらんのようにただし書きをつけてございます。

次に、ページ番号11の姉妹都市・友好都市につきましては、現在長岡市と小国町にございます。これらをすべて新市に引き継ぐということの意味で記載してございます。

その他の項目につきましては、すべて長岡市独自の単独の事業ということで実施しておりますので、長岡市の制度に統一するというふうにしております。

説明、以上でございます。

防災・防犯・交通分科会（佐藤）

続きまして、防災・防犯・交通分科会ですが、13ページをお開きください。長岡市の防災課、佐藤でございます。よろしく申し上げます。

ページ番号14、15、16は防災にかかわる事業となっております。それから、17、18は防犯にかかわる

事業となっております。これらの事業については、各市町村間の取り組みに制度差がございますので、合併後調整を図って合併年度や合併後5か年程度の間には新制度の創設や新規事業の創設、長岡市の制度をもとにした制度に統一したいとしたいものであります。

なお、15ページの地域防災計画策定は、統一までに若干の期間を要しますが、防災対策に空白を来さないよう新防災計画が策定されるまでの間は、各市町村の計画を活用しながら新市の防災に努める考えであります。

ページ番号19の防災行政無線（移動系）事業は、当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する案でございますが、防災行政無線は使用無線周波数帯が各市町村間でばらばらであります。合併後は1行政機関1周波数帯の割り当てとなるため、その統合方法、整備方法を検討するために期間をかけて調整する必要があります。また、統一までの間には本庁と支所及び支所間の防災情報伝達に支障のないように努めることを考えております。

以上、防災・防犯・交通分科会の説明を終わります。

消防分科会（小林）

続きまして、21ページをお開きください。消防分科会から消防団に関する事務事業につきましてご説明申し上げます。消防本部総務課、小林でございます。よろしく願いいたします。

22ページ記載の消防団組織は、各消防団の連携、調整を図るための組織を設け、合併後も六つの消防団を現行のまま存続させ、意思統一、融合が図れた段階で、順次統合していきたいと考えております。また、消防団員の報酬年額等につきましては、長岡市消防団の制度に統一したいと考えております。ただし、各消防団の格差が大きいため経過措置を設け、段階的に調整しながら統一を図りたいと考えております。

23ページの団員への支給品等につきましては、国の基準に統一しますが、当分の間は現行のままとし、計画的に作業服等の更新を図っていきたいと考えております。

説明は以上でございます。

福祉・保健・医療分科会（佐藤）

続きまして、25ページをお開きいただきたく思います。福祉・保健・医療分科会、福祉相談課の佐藤です。よろしく願いします。

障害者福祉、母子福祉、生活保護についてご説明いたします。ページナンバー26から29につきましては、合併時に統一するものでございます。障害者生活支援事業以下4事業につきましては、いずれも長岡市のみで実施している事業で、合併とともに全市に対応することとなります。

ページナンバー30から41までの12事業につきましては、合併後に統一、長岡市の制度に統一する。ただし、合併年度は現行どおりとするものでございます。

ページナンバー30、31の補装具の交付、日常生活用具の給付、自己負担の補助は、長岡市の制度であり、障害者の皆さんの負担は大きく軽減されることとなります。

ページナンバー32の養護学校放課後サポート事業は、長岡市が独自に実施している事業で、県内で初めて実施いたしましたものでございます。全国的にも先進的な取り組みであります。

ページナンバー34の福祉タクシーは、主要17項目の一つであります。調整方針に変更はございません。総括的に申し上げまして、障害者福祉分野につきましては、長岡市は県内でもトップレベルのサービス水準にありまして、合併によりまして長岡市の制度をもとにサービスを実施いたしますと、全体として福祉の向上につながるものと思われまます。

続きまして、43ページをお開きいただきたいと思ひます。各種事務事業の取扱い、障害者福祉(2)でございます。

ページナンバー44から48の5項目につきましては、当分の間現行どおりでございます。

ページナンバー48の人工透析者通院費助成事業は、当分の間現行どおりとする。地域性を考慮し、他の福祉サービスとの調整を図る。なお、通院手段の整備状況を十分配慮するものとするものでございます。

ページナンバー49から63までは、現行どおりでございます。

ページナンバー49から59までの11事業につきましては、国、県の制度であり、調整不要でございます。

ページナンバー60の公共料金の割引は、県・他団体で実施するものでございまして、調整不要でございます。

ページナンバー64の心身障害者福祉資金の貸与は、合併時に廃止するものでございます。廃止後は、社会福祉協議会の貸付制度で対応を図るものでございます。この制度は、長岡市で実施してきた制度であります、数年来貸付実績がほとんどないものでございます。

ページナンバー65の心身障害者扶養共済掛金助成は、合併後に廃止でございます。廃止する。ただし、合併年度とそれに続く3カ年度から5カ年程度は現行どおりとする。なお、廃止後は現行の県制度での対応を図るものでございます。この制度は、越路町のみ制度でございまして、対象者は4名ほどであります。3年から5年を経過いたしますと、ほとんどの方が共済の受給資格を得て対象から外れることとなりますので、このような調整方針案とさせていただきます。

続きまして、67ページをお開きいただきたいと思ひます。ページナンバー68から79につきましては、障害者福祉のうち、支援費に関する事業もしくは支援費に類する事業でございます。

ページナンバー68、69は合併時に統一。長岡市の制度に統一するものであります。

ページナンバー70、71、72につきましては、合併後に統一、長岡市の制度に統一するものでございまして、ただし合併年度は現行どおりとするであります。

71、72の施設入所につきましては、入所者負担金につきましては、国基準のおおむね2割減額となります。

ページナンバー73から78までは、現行どおりであります。国の制度であり、調整不要であります。

ページナンバー79のホームヘルプサービス(支援費・直営事業)につきましては、合併時に廃止する。

なお、廃止後は民間事業所（同規模のサービスで同額負担）で対応を図るものとするであります。この事業は、小国町におきまして直営で障害者へのホームヘルプサービスを実施しているものであります。民間事業所によるサービス提供で十分対応できるものでございます。なお、対象者は3ないし4名でございます。

続きまして、ページナンバー80から84であります。母子福祉に関する事業であります。

ページナンバー80の婦人相談室は合併時に統一、長岡市の制度に統一するものでございます。

ページナンバー81、82は、現行どおりでございます。県、国の制度でございまして、調整不要でございます。

ページナンバー83、母子・父子家庭等援助事業、合併時に廃止。廃止する。なお、廃止後は母子・父子家庭等に対する子育て支援策の充実に努めるものでございます。この事業は、三島町で実施している事業であります。対象者も少なく、子供1人につき1回のみ支度金を支給するものであり、ほかの母子・父子施策の充実に図ることにより対処するものでございます。

ページナンバー84、福祉資金利子助成事業、合併後に廃止。廃止する。ただし、合併年度は現行どおりとする。なお、廃止後は社会福祉協議会の貸付制度等で対応を図るものとするでございます。この事業は小国町で実施しているものでございます。数年来新規の助成がないものでございます。

ページナンバー85、生活保護法による保護につきましては、合併時に統一、国の水準に統一するであります。

86ページの応急援護につきましては、現行どおりでございます。

以上、障害者福祉、母子福祉、生活保護についてご説明いたしました。

議長（森 民夫）

はい、ありがとうございました。

ちょうど全体の半分ぐらいの説明が終わりましたので、ここで一たん区切りまして、前半につきましてご意見、ご質問をいただきたいと思っております。

ただいま企画・総合計画分科会、防災・防犯・交通分科会、消防分科会、福祉・保健・医療分科会の説明がございましたが、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

委員（樋口章一）

小国町議会の樋口であります。確認のために質問させていただきますが、資料ナンバー11に姉妹都市、友好関係のページがございまして、国際的な姉妹都市、長岡と小国の事例が出ておりますが、国内の友好都市、小国町の場合には東京の武蔵野市との長い友好関係、交流事業があるわけでありまして、これらはどの部門でうたわれておるんでありませうか。もちろんそれぞれあるものは継続されるものと理解をしておるわけでありまして、そのことを教えていただきたいのが一つ、それからもう一つ、同郷人といいますが、小国町は東京小国会という47年間の実は同郷人の組織がありまして、非常に密接な

交流事業を続けております。これらはどの部門で記述、確認されておりますのか、この2点をお伺いします。

議長（森 民夫）

はい、わかりました。

2点のご質問ございましたが、事務局の方から何か説明できますでしょうか。

はい、どうぞ。

企画・総合計画分科会（水沢）

今ほどご質問のありました武蔵野市との友好都市につきましても、個別の地域の固有業務ということを出していただいておりますので、また個別の地域固有業務の制度の中で協議会の中で出てこようかと思っております。

また、もう一点の東京の県人会でございましょうか、この件につきましても私どもの方では小国町さんからの調書としてはちょっと聞いておりませんが、他町につきましてもやはり地域固有業務で出てございますので、これについてはまた確認をいたしまして、恐らく地域固有業務という形で整理されるというように考えております。

議長（森 民夫）

一つ目のことはよろしいかと思いますが、二つ目は、もし任意の会であれば行政側が特に強制する問題ではなくて、例えば東京小国会を永続的に続けていただいても全く構わないんでないかという気がしますが、何か町の方で予算支出なんかされているのでしょうか。それですと、行政とかかわりが出てまいりますけれども。予算支出があるんですか。それは、だから……そういうことであればほかの町というのは予算支出の関係で、地域固有業務の扱いになっているわけですか。

企画・総合計画分科会（水沢）

はい、それぞれの中の島さん、三島さん、越路町さん……

議長（森 民夫）

そうしますと、それは地域固有業務の中できちんと位置づけるのが筋ではないかと思いますが、それはまた地域固有業務の具体的な業務の中身の中で、きちんとまた小国町さんから出していただいで決めていけばよろしいのではないかと思います、よろしゅうございますか。

委員（樋口章一）

はい、わかりました。

議長（森 民夫）

ほかにご質問、ご意見ございますでしょうか。

発言する人なし

議長（森 民夫）

それでは、特にないようでございますので、続きまして、残りの後半について資料説明をお願いをし

たいと思います。

住民・国保・年金分科会（神林）

それでは、住民・国保・年金分科会、長岡市市民課の神林と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、87ページをお開きいただきたいと思います。この一覧表で、主な事業についてご説明をいたします。

ページ番号88から91までは、市民サービスの項目でございます。

ページ番号89、90は、公営墓地の関連であります。公営墓地は、長岡市と三島町にありますが、89の公営墓地の管理委託につきましては、委託先を長岡市の制度に統一するものであります。ただし、合併年度は現行どおりとするものであります。

90の公営墓地の使用料・管理手数料でございますが、使用料につきましては造成費や近隣の使用料を勘案して設定しているため、現行どおりとするものであります。また、管理手数料につきましても、墓地の規模の違いにより管理体制が異なっておりますので、現行どおりとするものでございます。

91の霊柩車運行事業につきましては、運行している町は越路町と小国町であります。サービス制度の統一の観点から、公営と民間事業の活用について分科会では協議いたしましたが、制度を合わせることで車両の老朽化等により町で行っている霊柩車運行事業を廃止するものであります。ただし、合併年度は現行どおりとし、廃止後は民間事業によるサービスを活用するものでございます。

次に、ページ番号92から95までの国民健康保険の主な項目についてご説明いたします。92の国民健康保険につきましては、任意協議会のとくと同じく市町村間の国民健康保険料の格差が大きいことから、2年間不均一賦課を行った後、平成19年度から統一した保険料額にしたいという考えであります。

93の国民健康保険料の納期でございます。現在多くの市町村では、4月から6月までは仮の保険料を賦課し、7月から翌年の3月までは確定した保険料を賦課しておりますが、市民にわかりやすい制度にすることや事務の効率化を図ることなどから、4月から6月までの仮の保険料賦課を廃止したいという考えであります。

説明は以上でございます。

都市計画分科会（山本）

都市計画分科会を担当しております長岡市都市政策課、山本でございます。よろしくお願いいたします。

97ページに記載の都市計画分科会の四つの事業について説明いたします。

ページナンバー98、バリアフリー化整備事業補助であります。これにつきましてはバリアフリー法に基づく長岡市独自の事業でございますので、合併時に長岡市の制度に統一させていただきます。

ページナンバー99、都市景観の形成であります。平成14年に施行いたしました長岡市都市景観条例に基づく長岡市独自の事業でございますので、これも長岡市の制度として統一させていただきます。ただし、規模の大きい建物や看板等を建設する場合、届け出が必要になりますが、これは合併後に検討す

ることといたします。

次に、ページナンバー100でございますけれども、バス待合所設置事業補助であります。長岡市と越路町がこの制度を持っておりますが、合併時に長岡市の制度をもとに統一いたします。

ページナンバー101、土地区画整理事業助成制度であります。これについては長岡市、中之島町、越路町、三島町がそれぞれ制度を持っておりますが、合併後において長岡市の制度をもとに統一いたします。ただし、合併年度とそれに続く翌年度は現行どおりといたします。

説明は以上です。

建築住宅分科会（安部）

続きまして、建築住宅分科会の内容についてご説明申し上げます。長岡市建築住宅課の安部でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、103ページの一覧表をもとにいたしまして、主な内容についてご説明を申し上げたいと思います。

まず初めに、104ページの市町村営住宅などの公営住宅の家賃についてでございますが、合併年度は現行どおりとし、合併後公営住宅法に基づく家賃算定の基礎となります市町村立地係数や利便性係数などについて、長岡市の制度をもとに統一することにしたいと思います。なお、合併後の家賃が従前の家賃を超えるような場合につきましては、国の方針に基づきまして、期間3か年度にわたります家賃の負担調整を行いたいと考えております。

次に、105ページの敷金についてでございますが、合併年度は現行どおりとし、合併後県営住宅の運用と均衡を図る上で、越路町、小国町の家賃3か月分という基準に統一することにしたいと思います。

以下、106ページ以降の入居者の資格及び選考方法、家賃の減免方法などの管理関係の項目につきましては、合併年度は現行どおりとし、合併後包括的な内容となっております長岡市の制度に、あるいは長岡市の制度をもとにいたしまして、それぞれ統一することにしたいと思います。

続きまして、110ページから113ページの県営住宅の家賃や家賃の減免方法などの管理関係の項目につきましては、県の制度でございますので、基本的には現行どおりとすることにしたいと思います。ただし、111ページの敷金の取り扱いにつきましては、合併後県の運用方針に沿った越路町の家賃3か月分という基準に統一することにしたいと思います。

続きまして、114ページから119ページの改良・単独住宅の家賃や入居者の資格及び選考方法などの管理関係の項目につきましては、関係市町村がこれまでそれぞれ独自の目的により建設してまいりました経過などを踏まえまして、基本的には現行どおりとすることにしたいと思います。

次に、123ページの住宅建設助成制度についてでございますが、基本的には長岡市住宅建設等特別融資資金貸付制度に合併時に統一することにしたいと思います。ただし、現在中之島町及び三島町でそれぞれ実施しております融資制度等における既融資分に対します利子補給につきましては、現行の条件のまま継続したいと考えております。

以下、124ページ以降の克雪住宅整備事業補助金、特定優良賃貸住宅制度等につきましては、いずれも国、県の制度でございますので、特に調整は不要とし、現行どおりとすることにしたいと思います。

説明は以上でございます。

青少年健全育成分科会（渡辺）

続きまして、129ページをお開きいただきたいと思います。青少年健全育成分科会、長岡市の青少年育成課、渡辺と申します。よろしくお願いたします。

4点ございますが、まず130ページの成人式の開催についてでございますが、成人式につきましては、開催日5月3日が長岡市、越路町、小国町、8月14日が山古志村、8月15日が中之島町、三島町と異なっていること、また内容や運営方法等、地域事情、特性があるため、調整方針案は長岡市の制度に統一する。ただし、合併年度とそれに続く3か年度から5か年程度は現行どおりとするとさせていただきます。

次に、131ページ、放課後児童健全育成事業と132ページの児童館の運営についてでございますが、市、町により運営方法等に違いはありますが、長岡市の制度に統一する。ただし、合併年度とそれに続く翌年度は現行どおりとするとさせていただきます。

続いて、133ページの青少年の交流・体験学習事業でございますが、青少年の交流・体験学習事業は、特色ある多様な事業が各地域で実施されておりますので、当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整するとさせていただきます。

説明は以上でございます。

スポーツ・体育施設分科会（金山）

続きまして、135ページからのスポーツ・体育施設分科会でございます。長岡市のスポーツ振興課の金山がご説明いたします。

まず、ページナンバー136の学校施設の開放でございます。6市町村とも施設の開放がございますので、当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整するというものでございます。

ページナンバー137の体育館の管理運営体制からページナンバー143のトレーニングセンターまでは、複数の市町村が施設を持っておりまして、それぞれ管理体制や貸し出し方法に相違がございますので、当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整するというものでございます。

ページナンバー144及びページナンバー145の陸上競技場とスポーツ・集会複合施設については、長岡市だけの施設でございますので、現行どおりとするものでございます。

次に、ページナンバー146のスポーツ振興報奨金につきましては、越路町に同種の制度がございますが、長岡市の制度に統一するというものでございます。

次に、ページナンバー147の市民総合賠償補償でございますが、これも各市町村制度を持ってありますが、長岡市の制度をもとに統一するというものでございます。

続きまして、ページナンバー148の体育指導員の報酬等でございます。各市町村の報酬額や被服貸与な

どの待遇面で相違がございますため、新制度を創設し、統一する。ただし、合併年度は現行どおりとするというものでございます。

最後になりますが、ページナンバー149のスポーツ大会開催負担金につきましては、当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整するというものでございます。

以上でございます。

議長（森 民夫）

はい、ありがとうございました。

後半部分の内容について事務局からの説明は終わりました。ご意見、ご質問ございましたらお願いをいたします。

ご質問、ご意見特にございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

発言する人なし

議長（森 民夫）

それでは、議案第31号の各種事務事業の取扱いについて（その3）につきましては、議案のとおり決定したいと思います。よろしゅうございますか。

「異議なし」という声あり

議長（森 民夫）

はい、それでは議案第31号につきましては提案のとおり決定とさせていただきます。

それでは、次に継続協議事項の地域自治についてでございます。これにつきましては、前回の提案をもとに、6市町村長による地域自治研究会で協議した内容をまとめまして、案としてお示ししているものでございます。

前回の協議会からさらに踏み込んだ内容のものを提案しておりますので、資料につきまして事務局から説明をお願いいたします。

事務局（高橋）

はい、それでは23ページでございます、議案第28号 地域自治の取扱いについてでございます。内容は25ページからになりますが、今ほども議長の方から話がありましたように、前回ご提案をさせていただいたものを一部内容を変更したものを今回提案をさせていただいております。したがって、変更点についてのみ説明をいたしたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

まず、25ページでございますが、長岡方式の地域自治のあり方、それからその次の地域自治組織の設置期間、ここについては変更はございません。

3番目に書いてございます地域自治組織の仕組みのうち、次の26ページでございますが、1番として、支所機能について定めているところがございまして、そのすぐ下に組織のイメージという図がございます。この図の中で、本庁と支所のイメージを図であらわしているわけですが、支所のところの下に米印で下線が振ってございます。本庁に支所との連絡・調整を行う組織を設置するというものでございます。

ここでは、支所の機能について言っているわけですが、市町村長さんの地域自治研究会の中で、本庁の中にそれぞれの支所との連絡をとっていただく、とるべきである組織が必要であるというご意見がありまして、こういう表現にしたものでございます。

それから、同じページの2番、支所長の位置づけでございますが、ここで(1)としまして、身分という項目を新たに設けております。支所長の身分につきましては、部長級の一般職の職員という考え方でございます。ここに付きましても、支所長の位置づけが明確ではないというご意見がございまして、今回このような形で提案をするものでございます。

続きまして、次の27ページでございます。3番の地域委員会でございますが、この(2)、位置づけでございます。今まで地域委員会につきましては、口頭では位置づけについて説明をしておったわけですが、はっきりと文章であらわすべきであるというご意見がございまして、今回こういう形であらわしたものでございます。位置づけにつきましては、市の附属機関とするという考え方でございます。

さらに、地域委員会としての位置づけははっきりしても、本当に地域委員会での協議した内容がきちんと行政運営に反映されるのかという部分がございまして、その部分についても明記をすべきであるというご意見をいただきました。そこで、2番目の下線でございますが、市長は、地域委員会の提案、意見を尊重し、地域の行政運営を行うものとする、この文章をはっきりと明記をしたということでございます。

続いて、(3)の役割でございます。アからキまでございますが、ウの部分を実線で入れたということでございます。エの部分で、その他当該地域に係る各種計画の策定・変更の協議というのがございまして、この中にいわゆる新市の建設計画も当てはまるという説明をしてきたわけですが、さらに新市建設計画の変更協議を明確にあらわすために明記をした方がいいというご意見がありまして、今回ウという形で新市建設計画の執行状況及び変更の協議ということを項目として起こしたということでございます。

それから次に、(4)、委員の選任方法でございます。今までは、委員の選任方法につきましては、地域の実情に応じて市長が定めるという表現であったわけですが、今回地域委員会の役割を考えたときに、地域固有業務であるとか、さらに地域の実情を踏まえて地域の意見を聞きながら市長が定めるというような表現にしたものでございます。

それから、(8)番でございます。委員の報酬でございますが、今までは、原則として委員には報酬を支給しないというふうな表現をしておったものでございますが、地域委員会の位置づけを市の附属機関とするとはっきりと明記をいたしましたので、地方自治法の規定によりまして委員に報酬を支払うということになります。したがって、(8)番で委員に報酬を支給するという表現にしたものでございます。

次のページの28ページ、大きな4番ですが、支所の予算、この部分については特に変更はございませ

るので、今までどおりの考え方でございます。

説明は以上でございます。

議長（森 民夫）

はい、ありがとうございました。

地域自治につきまして、前回に比べて具体的な提案になっておりますが、ご質問、ご意見ございましたらば、どうぞお願いをいたします。

はい、どうぞ。

委員（野田幹男）

第3回の協議会でも申し上げたんでありますが、実は小国町は4月23日ですか、特別委員会を持ちまして、これを集中審議をいたしました。そして、法人格を持ったこの制度を主張してきたわけでありまして、いろいろな国会審議を経て明るみに出てくる中で色あせたものになる。あるいはまた、6市町村で、県の関谷さんと呼んでいるいろいろ勉強会をした中でも、全議員出席でありましたから、そういうものをみんな認識を持ったわけでありまして、その中でもやはり長岡方式が総合的に考えて実りあるものになるのかな、こういう結論に達したわけです。しかし、委員の中から意見がいろいろ出ました。我々がここで主張したものと同じようでありますけれども、地域自治の中で財政も含めた担保をお願いしたいと、こういうものは主たるものでありまして、随分かみ砕いて明確化されてきたわけでありまして、26ページの一番下の方、職務という中で、ア、イとありますが、イの地域固有業務にかかわる予算要求権限あるいは執行権限及び事務執行権限を有すると、予算の執行権と事務の執行権、それから今度は27ページで、市長は、地域委員会の提案、意見を尊重し、地域の行政運営を行うものとするということで、随分明文化されておりますけれども、一番皆さんが心配するものは要求権限は要するけれども、でき得れば専門部局を設けていただいて、陳情政治の繰り返しみたいなことでなくしてきちっと、議員の数が少なくなるわけでありまして、その辺を担保していただきたい、これが異口同音に出た議会の皆さんの委員の皆さんの空気でありまして、意見であります。そういうものを含めて新市の中できちっとお願いできないか、これが中身であります。よろしく申し上げます。

議長（森 民夫）

わかりました。法人格の問題につきましては、25ページの長岡方式の地域自治のあり方にありますように、地方自治法や市町村の合併の特例に関する法律等の法律に基づく合併特例区よりも一歩進んだ長岡方式の自治を提案しておりますので、ご意見につきましては大体そのとおりではないかというふうに判断をしております。

それで、今の件でございますが、先ほど申し上げました26ページの組織のイメージの各支所の下のところにも米印に下線が引いております。本庁に支所との連絡・調整を行う組織を設置すると書かれておりますが、これの具体的な内容につきましては、これは新市の組織の話なので、もう少し、例えば人数とか、どういう組織にするかということは検討させていただくつもりですが、私としては県でいう市町村課に

相当するような、名前はまだ決めておりませんが、例えば地域振興課というような課を設けまして、小国支所なら小国支所の業務をその課の中の担当者がしっかりと全体像を把握するというような形の組織を本庁内に設けて、基本的にはその支所はそこ、その本庁の地域振興課のそのセクションと基本的に交渉といいますか、連絡調整を行えば済むようにしたいというふうに考えております。そのつもりでここに明記をしたつもりでございます。さらに、法定協議会の場で今申し上げたようなことでしょうかと進めてまいりたいというふうに思いますが、いかがでございましょうか。

委員（野田幹男）

よろしくをお願いします。

議長（森 民夫）

はい、どうぞ。

委員（伊佐文也）

越路の議員の伊佐といいますけれども、支所長の身分は部長級の一般職の職員とするということで明確になったわけですが、これは合併時現在の中の一般職から選任されるということだろうと私は感じていますが、それと（４）、地域委員会の関係ですが、委員の選任方法及び委員の数はと、こうなっていますが、それぞれ旧町村のところで一律に委員の数がおおよそ決まるのでしょうか、それとも町村規模といいますか、その辺で決まるものでしょうか。

それから、アンダーライン引いてあります、地域の意見を踏まえてと、こうなっていますが、地域の意見というのはどなたからの意見を市長さんが受けられるのか、その辺、現在の状況で結構ですけども、お願いしたいと思います。

議長（森 民夫）

一つ目の一般職員の職員とするということは、論理的には今ある職員の中から選ばなきゃいけないということではないんです、一般論としては、ですから、例えば市の職員には中途採用というのもありますから、論理的に言えば今職員でない方を中途採用という形で採用して支所長とする可能性は、これは否定できません。ですが、どういうことになるかということ、一般職の職員ということは定年があるわけですから、60歳定年というのが適用されることとなりますので、その範囲であればそういう可能性はもちろんありますし、今のこの段階で支所長をどういうふうにするかということは決められませんから、論理的にはあるというふうにご理解いただければいいと思います。ただ、一般的に言えば、ここまで書けば職員の中から選ぶというのが普通のことではないかというふうに私は感想というか、そういうふうに思っておりますけれども、そういう理屈になるということをご理解いただきたいと思います。

それから、委員の選任方法及び委員数につきましては、これはまた首長6市町村長で構成します地域自治研究会の中で少し議論をして、これから具体的に決めていくことにしたいと思いますが、いずれにしても次のご質問の地域の意見を踏まえてということにありますように、合併前に各市町村長を中心にしてそれぞれ皆さん方いろいろ議論されていると思うんですが、その意見を伺う中で確定をしていき

たいと思いますから、この委員の選任方法及び委員数につきましては、この協議会の中ですべて決めるということにはならないかもしれませんが、市町村長が入ります地域自治研究会の中で基本的に議論進めていくつもりでありますので、皆さん方の意見を集約していただいて、その中でご意見を言っていたければ十分意見が反映されるように私は配慮するつもりであります。

以上です。

委員（伊佐文也）

はい、ありがとうございました。

議長（森 民夫）

はい、どうぞ。

委員（樋口章一）

先ほど小国の特別委員長の方から各旧市町村の地域振興にかかわる本庁の受け入れ部局の要望がありまして、森座長さんの方から仮称だけれども、市町村課のようなものを考えておりますと、また首長会議で研究してまいりますというお答えがありました。もう一つ支所長が一般職の部長級でありますので、本庁での部局も部長級のセクションをぜひひとつ設置していただきたい。支所長、部長級が本庁の課長級の方に受けとめてもらうということについては、私ども行政実務は余り詳しくないんですけども、行政経験者や実務者の意見からすると、やはり対等といいますか、そういう窓口をぜひなってもらいたいもんだという要望が非常に強いようでありますし、そのことをお聞きすれば私どもの立場でもぜひそのようにひとつ部長級のセクションをお願いしたいと、こう思いますので、要望、意見として申し上げておきます。

議長（森 民夫）

ご要望として承っておきますけども、かなり行政実務の中での話になりますので、考え方として支所長が中心になって、例えば予算要求のときに支所長が部長級ですから、部長級の財務部長に対して予算要求することになりますよね。そのときに支所長の要求を一たん本庁のセクションが受けて、本庁のセクションの部長さんが財務部長に要求するというのがあるのか、要求はあくまで支所長が財務部長にするだけだけれども、そのときにきちんと補佐するような形で、いわゆる支所長の味方として予算要求とか執行で話を取りまとめるような形がいいのかとか、クラスにつきましてはいろいろやり方があると思いますので、そこはまた市町村長で構成します地域自治研究会の中で行政実務の問題として研究させていただきたいと思います。ただ、そういうご意見があったことにつきましては、しっかり念頭に置いて、また議論進めたいと思いますけれども、基本的には行政の中の話でございますので、お任せをいただきたいというのが私のお願いでございます。よろしゅうございますか。

はい、どうぞ。

委員（五十嵐 徹）

小国町の五十嵐ですが、28ページの（１）と（２）に関係してですが、先ほどうちの議長、それから

野田議員の方からご質問、ご要望がございましたが、これに関連してやはり一般行政事務の予算の要求の流れが支所長が各本庁の部局のところに提出するというような形なんです、地域固有業務も一緒にこのようなやり方がイメージされているというふうに受け取っておりますが、先ほど会長さんの方からは市町村課のような町村の味方に立つような目線でという言葉もありましたので、そういう部署に地域固有業務は一般行政事務と違う予算の要求の流れでいっていただくことも含めて検討していただければというふうに思っております。

議長（森 民夫）

先ほど申し上げましたけれども、地域固有業務の中に例えば道路事業がありましたときに、それを一たん本庁が狭い窓で全部まとめてしまいますと、例えば本庁の道路部が小国町でやっている道路事業のことが全くわからなくなるような事態が生じるのが非常に怖いわけです。ですから、例えば縦割りや横割りの関係があるわけです。小国でやっている事業の全体像を把握するセクションももちろん必要なだけども、それぞれ個々にばらしたときに新しい市の道路事業の全体像を把握する人間がどっかにいなくちゃいけないわけです。ですから、地域固有業務といいますが、道路事業とか河川事業とか農業事業とか、いろんな事業があるわけですが、それを完全に本庁の地域振興課のようなところで一本に絞ってしまって、そこからまた各部長の方に伝達するような組織にしてしまうと、支所の仕事を総取りまとめするという意味ではいいんだが、今度それが例えば縦割りとすれば、横割り、事業ごとの今度統一性を見ることが非常に薄弱になるような心配もあるわけです。

ですから、先ほども申し上げましたけれども、それは行政実務がきちんと全体像を壊さないような形で執行されるにはどうしたらいいかということ、先ほど言いました地域自治研究会の中で研究しながら今後研究させていただきますので、今ご要望の趣旨についてはよく理解をした上で検討させていただきますが、基本的な部分については専門家の方にお任せをいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

ほかにご質問、ご意見ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

発言する人なし

議長（森 民夫）

それでは、地域自治につきましては、前回から引き続いて議論をしております。各町村ではさまざまな事業をする際に、地元企業を大切にしたいというご意見も地域自治研究会でもございましたので、その点につきましても合併後も地域の地元企業を大切にしたいという意味で、支所を中心とした地域づくりの中で維持していくことが可能ではないかというふうにも考えております。

いずれにしても皆様方いろいろご心配あると思いますが、今後も地域自治研究会で地域の自主性を尊重する方向の中で、いろいろ具体的なことは決定してまいりたいというふうに考えておりますが、今回提案いたしました骨格につきましては、法人格のない長岡方式ということも含めまして、特にご異論はございませんでしょうか。

「異議なし」という声あり

議長（森 民夫）

異議がないようでございますので、地域自治の骨格につきましては、今回提案をさせていただいたと
おりに決定をさせていただいて、今後さらに肉づけをしていくということにしたいと思えます。

それでは、以上で本日の協議事項はすべて終わりましたので、事務局から何か連絡ございますでしょ
うか。

事務局（高橋）

はい、本協議会終了後の予定でございますが、この後記者会見を行います。会場はこの会場を出てす
ぐ隣の部屋になりますので、よろしくお願ひいたします。

なお、開始時間でございますが、6市町村の市町村長さんと議長さんがそろって準備ができましたら
すぐに始めたいと思えますので、よろしくお願ひをいたします。

それから、次回の協議会でございますが、5月28日金曜日でございます。午後6時から予定しており
ますので、よろしくお願ひいたします。会場は、パストラル長岡でございます。

議長（森 民夫）

はい、ありがとうございました。

本日、地域自治の大体の骨格が見えてまいりましたので、これを踏まえまして、先ほど申し上げまし
た次回は議員定数等の問題について協議をしたいと思えます。

本日は、大変会議運営にご協力いただきまして、まことにありがとうございました。感謝を申し上げ
まして、本日の会議の閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

（散会 午後5時20分）